

埼玉吸入指導マイスター認定制度について

1. 目的

喘息・COPD の吸入療法において、適切な吸入手技は治療の成否に関わる重要な要素であると近年認識が進んでおり、薬剤師（看護師）による吸入指導の重要性が啓発されている。

一方で近年多様な吸入デバイスが次々登場し、薬剤師の経験や生涯学習の程度によって指導の質が大きく異なる現状がある。

そこで、

- ・吸入指導に関する継続的な学習を行う薬剤師を評価し、学習意欲を支援する
- ・吸入指導に関して一定以上の指導を行える薬剤師の育成を図る
- ・吸入指導を必要とする患者に対し、質の高い指導を行える薬剤師の所在について情報提供を行い、質の高い指導を受けられるようにすることを目的に、本制度を設計した。

2. 認定団体

埼玉吸入療法ネットワークを構成する、~~団体による合同認定制度とする。~~

平成 30 年度は下記の 2 団体からなる。

- ・熊谷吸入療法連携会
(熊谷薬剤師会、埼玉県立循環器・呼吸器病センター 等)
 - ・埼玉喘息・COPD 研究会 (深谷薬剤師会、プラーナクリニック、埼玉慈恵病院 等)
- ~~の 2 団体による合同認定制度とする。~~

3. 認定資格

※看護師の場合は薬剤師を看護師と読み替える

- ・埼玉吸入指導初級マイスター
吸入指導に関して、継続的な学習を行っていることを団体によって認定する資格
- ・埼玉吸入指導上級マイスター
吸入指導に関して一定以上の指導が行えることを団体によって認定する資格
- ・吸入指導教育薬剤師
吸入指導に関して、地域の薬剤師に対して教育をおこなう、または相談を受けられる薬剤師であることを団体によって認定する資格

なお、「埼玉吸入指導初級マイスター」「埼玉吸入指導初級マイスター」を総称して「(埼玉)吸入指導マイスター」と表現することがある。

4. 認定者の取り扱い

4-1 吸入指導薬剤師リスト

埼玉吸入指導研修初級マイスター、埼玉吸入指導上級マイスター取得者については、認定

団体によって作成される「埼玉吸入指導マイスターリスト」に掲載される。

埼玉吸入指導マイスターリストは年度単位で更新され、新規取得者の追加と認定失効者の削除が行われる。

埼玉吸入指導マイスターリストは吸入療法連携会等のホームページに掲載される他、希望に応じて医療機関に配布される。

吸入指導教育薬剤師は吸入指導マイスターリストには掲載されない。吸入療法連携会等のホームページに掲載され、地域における吸入指導に対する相談窓口となることが期待される。

これらの認定を申請することで、リスト等への掲載は同意したのものとして扱うが、認定要件は満たしたものの、実務上の対応困難などを理由にリスト等への掲載を保留することもできる。

4-2 認定証、認定バッジの交付

吸入指導マイスターには初回認定時に認定バッジを交付する。

吸入指導マイスターには認定時及び更新時に認定証を交付する。

吸入指導教育薬剤師には認定時に認定証を交付する。

4-3 メーリングリスト

吸入指導マイスターは専用のメーリングリストに参加することができる

4-4 その他特典

今後検討してゆく。主に吸入指導上級マイスターに対して、初級マイスターと差別化になるような特典を検討。

5. 取得要件・更新要件

前提条件：日本の薬剤師または看護師免許を有すること

認定の重複：埼玉吸入指導初級マイスター、埼玉吸入指導上級マイスターはステップアップであり、重複して認定されない。吸入指導教育薬剤師は他の認定と重複して認定される。

5-1 埼玉吸入指導初級マイスター

5-1-1 取得要件

~~熊谷地区吸入療法連携会(2回/年)または埼玉喘息・COPD研究会(3回/年)の年5回の研修のうち、埼玉吸入療法ネットワークが認定する研修会に2年間で6単位回以上研修に参加すること~~

5-1-2 有効期限

認定有効期限は1年とする

取得した翌年からは更新要件を満たすことで認定を維持できる

5-1-3 更新(維持)要件

上記研修会に年2単位回以上参加すること

5-2 埼玉吸入指導上級マイスター

5-2-1 取得要件

以下のアまたはイのいずれかによる

ア(継続的・積極的な研修の参加) 4-1-1 に示す研修会に毎年4回以上参加し、3年以上吸入指導研修認定薬剤師を維持する

イ(集中講義受講)埼玉吸入指導初級マイスターを取得したうえで、年1回開催される集中講義(1日)に参加し、確認テストにおいて合格点を取る

5-2-2 有効期限

認定有効期限は2年とする

取得した翌年からは更新要件を満たすことで認定を維持できる

5-2-3 更新(維持)要件

5-1-1 に示す研修会に2年間で6 **単位回**以上研修に参加すること

5-3 吸入指導教育薬剤師

5-3-1 取得要件

①研修センター認定薬剤師、病院薬学認定薬剤師等、生涯学習を証明する認定薬剤師であること

②年30件以上の吸入指導経験を有すること

③認定団体における研修会において講師またはファシリテーターを務めたことがあること

①-③全て必要

5-3-2 有効期限

なし

ただし薬剤師実務から離れ、地域の薬剤師に対して吸入指導教育するのに十分な知識が維持できないと判断した場合は自主的に認定辞退する。または世話人会の相談により辞退を勧告する。

5-4 みなし埼玉吸入指導初級マイスター

初年度(平成29年度)のみの取扱いとして、平成28年度までに一定以上の研修参加実績のある者をみなし埼玉吸入指導初級マイスターとして認定する。

平成29年2月以前に行われた埼玉吸入療法ネットワークの研修会9回のうち、4回以上参加した者に対して認定を受けるか確認し、希望した者を平成29年度みなし埼玉吸入指導マイスターとして認定する。

初回の認定要件以外は通常の埼玉吸入指導初級マイスターと同じ取扱いとし、1回更新することでみなしが外される。

6. 研修単位の取扱い

1回の研修会を1単位とする。研修単位は埼玉吸入療法マイスター認定申請の際に提示を求める。

6-1 埼玉吸入療法ネットワークに属する団体における研修の単位

- ・熊谷地区吸入療法連携会：年2回
 - ・埼玉喘息・COPD研究会：年3回
- において1回1単位を取得できる。

6-2 埼玉吸入療法ネットワークに賛同する団体における研修の単位

埼玉吸入療法ネットワークの活動に賛同する団体における、吸入療法にかかる研修会に対して単位を認定することができる。

単位を認定する研修会の要件は以下を原則とする。

①原則として埼玉県内を活動拠点とする、吸入療法に関わる薬剤師を含む地域団体であること

②薬剤師または看護師を主な対象とした研修会であること

③吸入手技のロールプレイを含む実技指導があること。実技指導がない場合、吸入療法関連の講義が1時間以上あること（共催メーカーの製品説明を除く）

④実費相当以上の費用を求めないこと

④研修開催後シール配布者のリストをネットワーク事務局に提出できること

なお、認定の可否判断が困難な場合は吸入指導教育薬剤師の合議により決定する。

6-3 単位シール、シール台紙

研修単位シールはネットワーク事務局が作成・発行し、配布する。

シール台紙は研修会において入手、あるいはホームページからダウンロードして印刷する。

研修単位シールの紛失等に対し、再発行は原則として行わない。

更新履歴

平成30年4月1日 研修を単位制に改め、他団体による研修単位認定について記載
熊谷地区吸入療法連携会から熊谷吸入療法連携会に改称

平成29年3月24日 マイスターリスト掲載保留について追記

平成29年2月28日 制定